

# 第3次寒河江市男女共同参画計画の概要

## 計画策定の趣旨

- 本市では、男女共同参画社会（※1）の形成を目指し、平成26年3月に「寒河江市男女共同参画計画」、平成29年2月に「第2次寒河江市男女共同参画計画」を策定し、関係する施策を推進してきました。
- 今年度実施した意識調査（※2）では、前回調査（平成28年度）に比べ、家事や子どもの世話等家庭生活における男女間の役割分担については「夫婦が同じくらい」と回答した割合が増加するなど改善の兆しが見られました。
- しかし、全体としては、前回調査から大きな変化はなく、性別による固定的役割分担意識（※3）や男女の不平等感が根強く残っている結果となりました。
- 加えて、配偶者等からの暴力（DV）の問題や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進など、男女共同参画社会の実現には未だ多くの課題が存在しています。
- この間、国においては、令和2年度に、第5次男女共同参画基本計画を策定し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが無いような社会となることを目指しており、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保し、取組に反映することが必要であるとしています。また、国連で採択された持続可能な開発目標、いわゆるSDGsにおいても、目標の一つとして「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、固定的な性別役割分担、無意識の偏見・思い込みが課題として挙げられております。
- 今年度末に現行計画が終了することから、これまでの取組状況を踏まえ、男女共同参画に係る課題や社会情勢の変化に対応した「第3次寒河江市男女共同参画計画」を策定しようとするものです。

## 計画期間

- 令和4年度から令和8年度までの5年間

## 計画の位置づけ

- 男女共同参画社会基本法に基づいた計画として位置づけ
- 「基本目標Ⅱ 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」の部分女性活躍推進法（※4）に規定する「市町村推進計画」として位置づけ
- 「基本目標Ⅳ 安全安心なくらしの実現」のうち、施策の方向10「男女間のあらゆる暴力の根絶」の部分DV防止法（※5）に規定する「市町村基本計画」として位置づけ

（※1）・・・男女が対等の構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

（※2）・・・男女共同参画社会に関する意識調査。令和3年7月27日～8月9日実施

（※3）・・・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」など、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分けること

（※4）・・・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

（※5）・・・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

# 計画の基本方針

## 《基本理念》

一人ひとりが、お互いを思いやり、多様な生き方を自ら選択し、個性と能力を十分に発揮できる活力あるまち

市民一人ひとりが、性別に関わりなく個人として尊重され、支え合いながら、自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる活力あるまちを目指して、SDGsのゴール5である「ジェンダー平等の実現と女性・女兒の能力強化」の理念を踏まえながら、4つの基本目標を柱に施策を展開し、「男女共同参画社会」の実現に取り組みます。

また、取組に当たっては、本市が特に力を入れている子育て支援の充実を通して、仕事と生活の調和を図り、男女ともに企業・家庭・地域等あらゆる分野で活躍し輝ける環境づくりにつなげていきます。

## 《基本目標》

### I

人権尊重の理念に対する理解、性別による固定的役割分担意識や無意識の偏見・思い込みの解消、社会慣行の見直しにつながる周知・啓発や教育・学習の充実など、「**お互いを尊重し、認め合う社会の基盤づくり**」に取り組みます。

#### 【具体的な施策】

- 人権に対する理解を深めるための啓発の推進
- 男性の家事・育児・介護への参画意識の醸成
- 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実
- など

### II

長時間労働の削減等の働き方の見直しに向けた啓発や男女が安心して子育て・介護ができる環境づくり、職業分野における女性の希望に沿った支援を行うなど、「**雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和**」に取り組みます。

#### 【具体的な施策】

- ワーク・ライフ・バランスを可能にする就労環境の整備
- 女性の創業に対する支援
- 男女が安心して子育てや介護ができる環境づくりの推進
- など

### III

複雑化する地域課題の解決に向けて多様な人材の社会参画を促すことが重要であり、行政の政策・方針決定過程や地域活動等における男女共同参画の促進や女性の人材育成の推進など、「**男女ともに能力を発揮できるまち**」に取り組みます。

#### 【具体的な施策】

- 行政における政策や方針決定の場への男女共同参画の推進
- 女性のニーズに応じた支援の提供
- ボランティア活動等の分野への男性の参画促進
- など

### IV

重大な人権侵害である男女間の暴力の根絶に向けた意識啓発や被害者支援のための体制整備等に取り組むほか、一人ひとりが生き生きと暮らすためのライフステージに応じた健康支援を行うなど、「**安全安心な暮らしの実現**」に取り組みます。

#### 【具体的な施策】

- 児童虐待や子どもを対象とした犯罪防止のための対策の実施
- ひとり親家庭の生活の安定と自立支援
- 妊娠・出産・子育て期における支援
- など

# 施策の体系

基本理念

基本目標 <4>

施策の方向 <12>

具体的な施策 <31>

一人ひとりが、お互いを思いやり、多様な生き方を自ら選択し、個性と能力を十分に発揮できる活力あるまち

I お互いを尊重し、認め合う社会の基盤づくり  
【人権尊重・意識醸成】

II 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和  
【職場環境】

III 男女ともに能力を発揮できるまち  
【共働】

IV 安全安心なくらしの実現  
【生活基盤・健康】

1 人権尊重の理念に対する理解の促進

2 性別による固定的な役割分担意識と社会慣行の見直し

3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

4 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保<sup>※1</sup>

5 仕事と生活が両立できる職場環境づくり<sup>※1</sup>

6 職業分野での女性の活躍の推進<sup>※1</sup>

7 行政の政策・方針決定過程における男女共同参画の拡大

8 地域活動等における男女共同参画の促進

9 女性の人材育成の推進

10 男女間のあらゆる暴力の根絶<sup>※2</sup>

11 生涯を通じた健康づくり

12 生活上困難を抱える人への支援

① 人権に対する理解を深めるための啓発の推進

① 市民の意識改革に向けた広報・啓発の推進

② 男性の家事・育児・介護への参画意識の醸成

③ 男女共同参画の視点に立った広報の推進

① 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

② 地域社会における教育・学習の充実

① 労働に関する法律・制度等の普及

② ハラスメント防止に向けた啓発

① ワーク・ライフ・バランスを可能にする就労環境の整備

② 長時間労働の削減等の働き方の見直しに向けた啓発

③ 育児休業制度・介護休業制度の普及促進

④ 男女が安心して子育てや介護ができる環境づくりの推進

① 女性の創業に対する支援

② 企業・各種団体等の方針決定の場への女性の参画の促進

③ 再就職等に向けた支援の充実

④ 活躍している女性の事例の情報提供

⑤ 企業が女性活躍推進に取り組む気運の醸成

⑥ 農業分野における方針決定の場への女性の参画の促進

① 行政における政策や方針決定の場への男女共同参画の推進

② 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

① 自治会・PTA等の地域活動の分野への女性の参画促進

② ボランティア活動等の分野への男性の参画促進

① 女性のニーズに応じた支援の提供

① 男女間の暴力の根絶に関する意識の啓発

② 被害者の早期発見と連絡体制の整備、自立支援

③ 児童虐待や子どもを対象とした犯罪防止のための対策の実施

① 生涯を通じた健康支援

② 妊娠・出産・子育て期における支援

① ひとり親家庭の生活の安定と自立支援

② 高齢者・障がい者・外国人等、さまざまな困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

③ 多様な性的指向・性自認への理解を深めるための啓発の推進

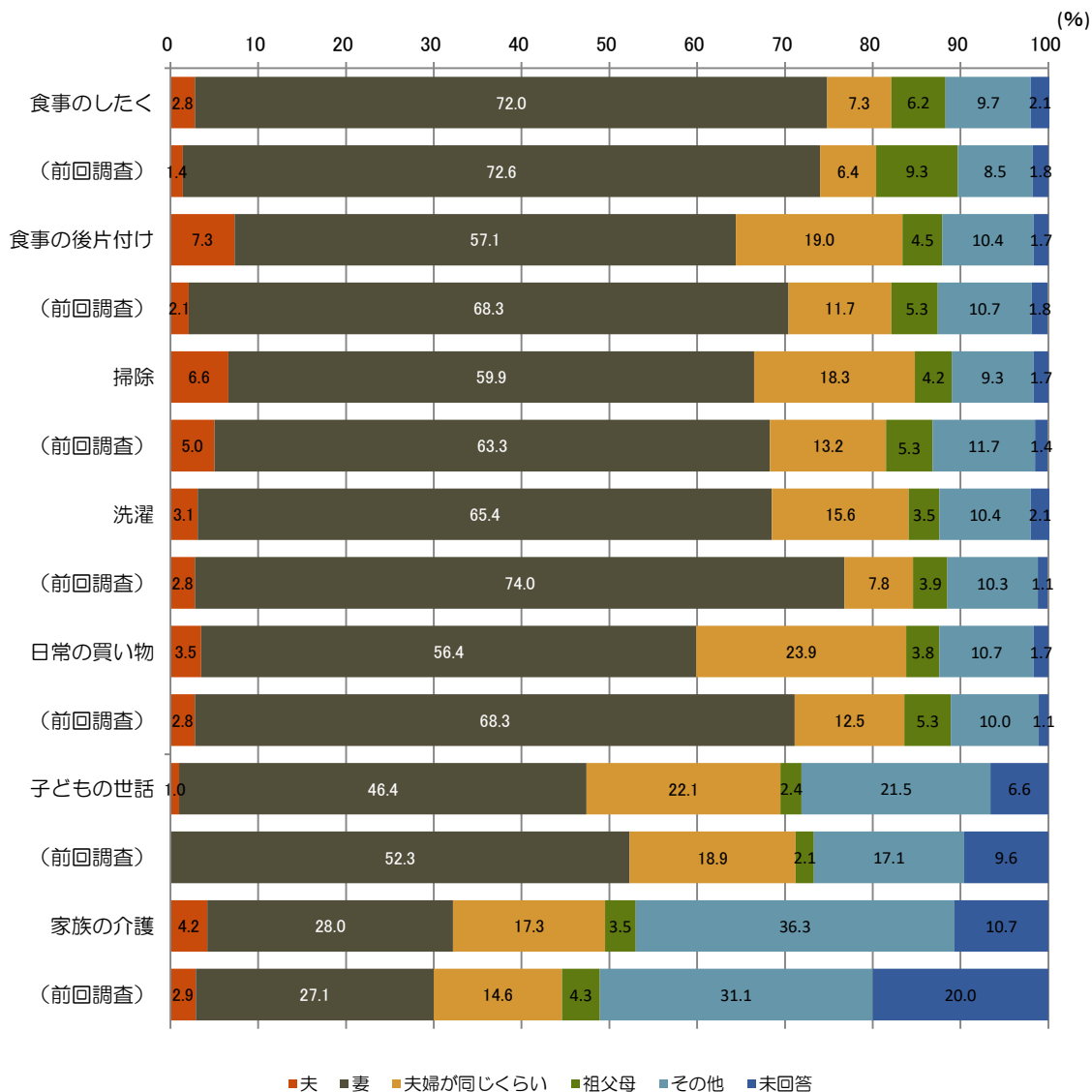
※1：女性活躍推進法第6条第2項に規定する推進計画

※2：DV防止法第2条の3第3項に規定する基本計画

# (参考) 令和3年度意識調査結果 (抜粋)

## (1) 家庭生活の状況

問. あなたの家庭では、次にあげることはどなたが主にしていますか。



## (2) 家庭生活、仕事、地域活動のバランスについて

問. あなたは現在、家庭生活、仕事、地域活動のそれぞれに関わり、バランスの取れた生活をお過ごしていると思いますか。

